

中小企業再生支援資金

京都府及び京都市では、厳しい経営環境の中で健闘している府内中小企業等の経営の再生に必要な資金を融資する制度を実施していますので、御活用ください。

区 分	長 期 資 金	短期フォローアップ資金
融 資 対 象 と なる 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、 <u>それぞれ次の要件を満たす方</u>	
	① 経営の安定に支障をきたしているが、再生の可能性が高く、経営者が自社の再生に強い意志を持った方 ② 取扱金融機関又は京都府中小企業活性化協議会の支援を得て再生計画を作成した方	長期資金に係る取扱金融機関の経営モニタリングを受けている方
	<p>【留意事項】</p> <p>※1 御利用にあたっては、下記取扱金融機関の支援が必要となりますので、取扱金融機関へ御相談ください。</p> <p>※2 融資手続において、京都府中小企業活性化協議会内に設置の「企業再生委員会」における協議を経る必要があります。 なお、「企業再生委員会」への協議は、取扱金融機関から行いますので、申込者自身が行う必要はありません。</p> <p>※3 融資実行後は、取扱金融機関による経営モニタリングを受けていただく必要があります。</p>	
	※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと	
資 金 使 途	◆運転資金、設備資金	◆運転資金
	経営の再生に必要な資金	
融 資 期 間 等	◆10年以内（必要に応じ、1年以内の据置可） ※ 特に必要と認められた場合は20年以内	◆1年以内 （必要に応じ、6箇月以内の据置可） 一括返済可
融 資 利 率	◆取扱金融機関が定める所定利率	
融 資 限 度 額	◆2億円	◆8,000万円
	※セーフティネット保証を利用する場合は、別枠での利用可	
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）	
	必要に応じ担保を要する	無担保
受 付 機 関	◆本融資の取扱金融機関 （ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、京都信用金庫、 京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、商工組合中央金庫 ）	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。